

預金口座の不正利用防止に向けた対策強化について

トモニホールディングスグループの香川銀行（頭取 有木 浩）は、令和 6 年 8 月 23 日付金融庁・警察庁による要請「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」を受け、預金口座の不正利用防止および実態把握の強化について厳格に対応し対策強化に努めます。お客さまにおかれましては、以下の内容についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当行の対策】

1. 預金口座開設時の厳格な審査、口座開設後の実態把握

当行は口座不正利用による金融犯罪防止に向け、犯罪収益移転防止法等の法令に基づき、口座開設時または開設後、ご利用目的等の確認のため種々の聞き取りや確認書類の提出をお願いしています。ご回答状況によっては、預金口座の開設をお断りすることや、口座開設後であっても、取引の一部を制限することがあります。

2. 金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合の措置

口座開設後の入出金や送金取引について、ご利用内容がお申出のご利用目的と異なる場合や、当行が金融犯罪に関与しているおそれがあると判断した場合は、各種預金規定に基づき、お取引の一部を制限することがあります。

3. 長期間ご利用がない預金口座のお取扱い

口座開設後、長期間お客さまのご利用がない口座については、不正利用の未然防止の観点から、お取引の一部を制限することがあります。

4. 預金契約者の所在が確認できない場合のお取扱い

お客さまが当行にお届けの住所に送付した郵送物が返戻されるなど、お客さまとの連絡が不通の状態が続いた場合、法令で要請される口座管理が困難となることから、お取引の一部を制限することがあります。

《お客さまへのお願い：預金口座の売買・譲渡・譲受・貸借は犯罪です》

- ・詐欺罪は、他人をだまして財物を交付させる行為について成立する犯罪であり（刑法第 246 条第 1 項）、法定刑は「10 年以下の拘禁刑」とされています。口座売買の目的を隠し、通帳やキャッシュカードを交付させることは銀行をだましていることになるため、詐欺罪に当たります。
- ・犯罪収益移転防止法は、犯罪による収益の移転を防止することを目的とした法律であり、他人になりすまして銀行との間で預貯金契約を締結することなどが処罰の対象とされ（同法第 28 条）、法定刑は「1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金」が課せられます。また、同法では、相手方に預貯金通帳などを譲り渡したり、預貯金の引出し又は振込みに必要な口座の暗証番号やインターネットバンキングの ID、PW などの情報を教えた場合や、元々は正当な目的のために取得した口座であっても、詐欺業者などから勧誘を受けて口座を売却すると同法に違反する行為になります。

以上

[お問い合わせはこちら]

香川銀行コンプライアンス統括部 マネロン対策センター

0 8 7 - 8 0 2 - 6 1 0 1

[受付時間] 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0